

平成 21 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 スギホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉浦 広一
(コード番号 7649 東証・名証一部)
問合せ先 執行役員 山口 博久
(TEL 0566-73-6300)

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 21 年 4 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 5 月 25 日開催予定の第 27 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、決済合理化法附則第 6 条第 1 項の定めに基づき、株券の発行に関する定めを廃止する定款変更の決議を行ったものとみなされておりますが、次の(2)ないし(5)の変更とともに所要の変更を行うものであります。
- (2) 決済合理化法の施行とともに「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことから、単元未満株券および実質株主に係る定款の定めは無効となっておりますので、関連部分を削除するものであります。
- (3) 株券の電子化に伴い、新たな株券喪失登録は行われなくなるため、関連部分を削除するものであります。一方、会社法第 221 条の定めにより、株券の発行に関する定めを廃止する定款変更を行った日の翌日から起算して 1 年経過するまで、引き続き株券喪失登録簿を作成し、備え置く必要があることから、附則に所要の定めを設けるものであります。
- (4) 株主総会および取締役会の招集権者および議長を取締役社長から取締役会長に変更するものであります。
- (5) その他字句の修正を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙「定款変更 新旧対照表」のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 5 月 25 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 5 月 25 日 (予定)

以 上

定款変更 新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> | <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |
| <p>第8条 (条文省略)</p> <p><u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u></p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> | <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |
| <p>(単元未満株式を有する株主の権利)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> | <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> |
| <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> | <p>第10条 (現行どおり)</p> |

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p> | <p>(現行どおり)</p> <p>3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</p> |
| <p>第12条～第14条(条文省略)</p> | <p>第11条～第13条(現行どおり)</p> |
| <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> | <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> |
| <p>第16条～第22条(条文省略)</p> | <p>第15条～第21条(現行どおり)</p> |
| <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> | <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> |
| <p>第24条～第26条(条文省略)</p> | <p>第23条～第25条(現行どおり)</p> |

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. 第25条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第28条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>2. 第24条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第27条～第46条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(株券喪失登録簿)</u></p> <p><u>第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p><u>(附則の削除)</u></p> <p><u>第 2 条 本附則は、平成22年1月6日をもって削除されるものとする。</u></p> |